



こんな職場は 違法だ

● **残業代が払われない**
・ (20時間までなど) **上限がある**

● **突然解雇された**

● **休み・有給休暇が
取れない**

●労働基準法(要旨)

第20条 労働者を解雇しようとする場合には、30日前に予告しなければならない。予告しない使用者は、30日分の賃金を支払わなければならない。

第37条 残業・休日出勤の場合は、使用者は通常の賃金の25～50%の割増賃金を支払わなければならない。

第39条 使用者は、六ヶ月間継続勤務した労働者に…有給休暇を与えなければならない。